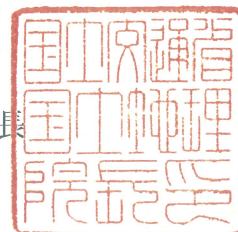


国地企指第 98 号  
令和 2 年 4 月 1 日

測量計画機関の長 殿

国土地理院長



### 作業規程の準則の一部改正について（通知）

今般、測量法（昭和24年法律第188号）第34条に基づく作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）の一部が、令和2年3月31日付け国土交通省告示第461号（別紙1参照）により改正されましたので、通知します。

なお、改正概要及び測量計画機関における必要な対応は、別紙2のとおりです。

(本文)

○国土交通省告示第四百六十一号  
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第  
三十四条の規定に基づき、作業規程の準則(平  
成二十年国土交通省告示第四百十三号)の一  
部を改正したもので、その関係書類は、国土  
省に備え  
置いて閲覧に供する。  
茨城県つくば市北郷一番  
国土地理院(茨城県つくば市北郷一番)に備え  
令和二年三月三十一日  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

## 作業規程の準則の一部改正について

### 1. はじめに

測量計画機関が公共測量を実施しようとする場合、当該測量について、測量の方法、観測機械の種類、精度等について規定した作業規程を定め、国土交通大臣の承認を得る必要があります。すでに承認を得ている作業規程を変更する場合も同様に変更承認の手続が必要です。測量は専門的で内容が広範囲にわたるため、国土交通大臣は、公共測量の一般的な規範（手本）として、測量法 34 条に基づく「作業規程の準則」（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）を定めており、多くの測量計画機関は、準則を準用して公共測量を実施しています。この度、下記の内容を反映させるため、準則の一部改正を行いました。

今回の一部改正に係る書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷 1 番）に備え置いて閲覧に供しているとともに、国土地理院ホームページの下記 URL においても公開しています。新旧対照表も掲載しています。

<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html>

### 2. 主な準則の改正内容について

#### ① 「GNSS 測量機による水準測量」の追加

GNSS 測量により 3 級水準点を設置する測量方法を規定しました。近傍に水準点があなくても 3 級水準点を設置することが可能となり、時間・経費が削減することが期待されます。

#### ② 「地上レーザスキャナ」及び「UAV」を使用した測量の追加

地形測量及び写真測量に「地上レーザスキャナ」及び「無人航空機（UAV：Unmanned Aerial Vehicle 通称ドローン）」を使用した測量を追加しました。どちらの測量でも地図情報レベル 250 及び 500 の数値地形図データを作成できます。

また、3次元の点群データの整備について、新たに「三次元点群測量」という編を設けました。この編では、地上レーザスキャナの狭い範囲における精密な三次元点群の取得基準並びに UAV 写真の三次元形状復元（SfM / MVS）ソフトウェアによる方法が規定されています。

#### ③ 車載写真レーザ測量機器の性能基準等の明確化

車載写真レーザ測量に使用する「IMU」のセンサ部の 3 軸（ローリング、ピッチング、ヘディング）の傾き及び加速度計測のデータ取得間隔について、性能基準を明確に

## (問い合わせ一覧)

担当者	管轄	連絡先
北海道地方測量部 公共測量担当	北海道	電話番号：011 (709) 2311 (内線 4508、4531) FAX：011 (709) 2498 E-Mail gsi-koukyou-ho@gxb.mlit.go.jp
東北地方測量部 公共測量担当	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	電話番号：022 (295) 8611、8544 FAX：022 (256) 9663 E-Mail gsi-to-koukyo@gxb.mlit.go.jp
関東地方測量部 公共測量担当	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨 県、長野県	電話番号：03 (5213) 2053 FAX：03 (5213) 2077 E-Mail gsi-kt-kokyo@gxb.mlit.go.jp
北陸地方測量部 公共測量担当	新潟県、富山県、 石川県、福井県	電話番号：076 (441) 0888、0933 FAX：076 (441) 0889 E-Mail gsi-hr-pub-o@gxb.mlit.go.jp
中部地方測量部 公共測量担当	岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	電話番号：052 (961) 5509 FAX：052 (961) 5639 E-Mail gsi-cb-kokyo@gxb.mlit.go.jp
近畿地方測量部 公共測量担当	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	電話番号：06 (6941) 4507、4930 FAX：06 (6941) 4427 E-Mail gsi-kinki-pub@gxb.mlit.go.jp
中国地方測量部 公共測量担当	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	電話番号：082 (221) 9743、9840 FAX：082 (221) 4950 E-Mail gsi-cg-kokyo@gxb.mlit.go.jp
四国地方測量部 公共測量担当	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	電話番号：087 (811) 1900 FAX：087 (811) 1920 E-Mail gsi-si-koukyog@gxb.mlit.go.jp
九州地方測量部 公共測量担当	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	電話番号：092 (411) 7916、7881 FAX：092 (411) 7882 E-Mail gsi-kokyo-ku@gxb.mlit.go.jp
沖縄支所 公共測量担当	沖縄県	電話番号：098 (855) 2595 FAX：098 (855) 2596 E-Mail gsi-oki-g@gxb.mlit.go.jp

又は国土地理院企画部測量指導課 公共測量係  
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
電話番号：029 (864) 1111 (内線 3253)  
E-mail gsi-koukyou@gxb.mlit.go.jp